

栗東市立学校における余裕教室利活用方針(案)

1. 方針策定の趣旨(目的と背景)

本市においては、これまでの人口増加に伴い児童・生徒数も大幅に増加してきたことから、学校施設の新設・増築等、順次施設対応が求められてきました。しかし、近年、人口動向に変化が生じ、地域によっては、児童・生徒数が減少に転じており、今後、一部の学校において余裕教室が生じる可能性があります。

余裕教室については、学校教育法第 137 条¹および社会教育法第 44 条²に基づき、全国的にも学校教育に支障のない範囲内で利活用されているところであり、本市においても、児童・生徒のための特色ある取り組みの実施を始め、栗東市公共施設等総合管理計画³や施設の老朽化対策を踏まえて、公共施設を有効活用していくことが必要です。

そこで、児童・生徒のための特色ある学校の取組の推進を図りつつ、公共施設の有効活用を目的として、余裕教室の利活用に係る指針を策定します。

2. 余裕教室利活用の基本的な考え方

(1) 利活用における方針

- ①学校教育の重点的な取組や特色ある取組の推進に向けた利活用を最優先とする。
- ②児童生徒の安全・安心な放課後の居場所づくりに向けた利活用とする。
- ③学校と地域の協働の場所づくりに向けた利活用とする。

(2) 利活用における留意事項

- ①学校教育活動に支障がある場合や児童生徒の安全が確保できない場合は利活用しない。
- ②利活用には、管理責任体制を明確にし、学校長や教員に新たな負担をかけない。
- ③当面（5 年程度）は小学校についてのみ当方針を適用し、将来的に必要なが生じれば、中学校についても検討していく。
- ④体育館・グラウンド・敷地の一時的活用等については、空調設備の設置状況等を踏まえて検討に加えることとする。

¹ 学校教育法第 137 条「学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。」

² 社会教育法第 44 条「学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。」

³ 栗東市公共施設等総合管理計画「〈学校〉空き教室が生じた場合、他の機能との連携等、有効活用の検討をします。」

(3) 想定される利活用と優先順位の考え方

「利活用における方針」に基づき、以下の通り設定します。

順位	種別	想定される利活用方法（例）
1	学校教育の重点・特色施策のための活用 ≠ ないことにより「学校教育上の支障」となるもの	更衣室（男子・女子） ⁴ 、校内教育支援センター、少人数指導教室、日本語指導室、多目的教室、特別支援学級合同活動室、通級指導教室、児童会・生徒会室、PTA活動室など
2	放課後児童クラブ（学童）としての活用 ⁵	
3	教育委員会の重点施策のための活用	教育情報センター、教育研修施設 共同学校事務室の拠点施設 近隣校の大規模改造工事等に係る備品保管庫（短期）
4	地域住民と子どもたちとの関わりを深めるための社会教育的活動、文化的活動、福祉活用等	

※人命にかかる緊急避難所等防災拠点としての活用は、利活用方針より優先する事項として扱います。

(4) 利活用における施設整備の考え方

- ①教室の形状を変える整備は原則行わない。
- ②国庫補助事業により整備された施設の転用を図る場合で、国の承認が得られない内容のものや国庫補助金返納が発生する場合は、原則利活用を行わない。
- ③管理区分を明確にするためのシャッター等の設置、空調、トイレその他必要設備・備品の整備については、学校長及び教育委員会事務局（教育総務課・施設担当）と協議の上、決定する。
- ④施設備品の整備は、原則、余裕教室利活用担当課・団体が実施し、活用期限終了後速やかに原状復帰を行う。なお学校長及び教育委員会事務局（教育総務課・施設担当）の指示する範囲内で行う。

(5) 利活用の期限の考え方

- ①原則、毎年更新とし、利用協議書等により、利用の内容・計画・期間を明示する。
- ②別途協議書等により教育委員会が認める場合は、更新書類の省略ができる。
- ③住宅開発等に伴う予想を超える児童・生徒数の増加、新たな教育事業の展開等により、必要教室に不足が生じる（予測される）場合は、余裕教室の利活用を停止する。
- ④既に余裕教室を利活用している種別より優先順位の高い利活用申請が出た場合は、事前に協議し、次年度の利活用更新を行わない。

⁴ 小学校施設整備指針（抜粋）「児童更衣室は児童の利用しやすい位置に、男女別に計画することが重要である。」（同指針において、「～重要である。」については、「学校教育を進める上で重要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの」との考え方で記述されている。

⁵ 「放課後児童クラブ（学童）としての活用」は、学校との連携の必要性、国の方針、児童の安全面や児童福祉の観点から、「教育委員会の重点施策のための活用」より上位に位置付ける。なお国は、「放課後児童対策パッケージ 2026（R7.12 こども家庭庁・文部科学省）」において「② 学校（校舎、敷地）内における整備推進」、「③ 学校施設の積極的な活用」を推進している。

3. 利活用の対象となる「活用可能な余裕教室」算出方法

児童・生徒のための特色ある学校の取組の推進や重点課題の解決を図りつつ、学校施設の有効活用を進めるためには、「学校教育上支障のない」範囲を明確にし、現実的に活用可能な余裕教室を算出する必要があります。

(1)「余裕教室」の定義

文部科学省は「余裕教室」を、現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室と定義しています。

この定義に基づき、本市においては、各校の学級数（通常学級＋特別支援学級）を「必要教室(B)」として算出し、既存の学校施設内にある「保有(普通)教室(A)」から「必要教室(B)」を除いた教室を「余裕教室(C)」として算出しています。

$$\text{余裕教室(C)} = \text{保有(普通)教室(A)} - \text{必要教室(B)}$$

(2)「活用可能な余裕教室」の算出の方法

本市については、法「学校教育上支障のない」範囲を以下表の「重点・特色施策に要する教室(D)」を確保できる範囲として、「余裕教室(C)」から「重点・特色施策に要する教室(D)」を除いた教室を利活用の検討対象とする「活用可能な余裕教室(E)」としています。

$$\text{活用可能な余裕教室(E)} = \text{余裕教室(C)} - \text{重点・特色施策に要する教室(D)}$$

管理諸室		☐ 校長室 ☐ 職員室 ☐ 保健室 ☐ 会議室 ☐ 教材室 ☐ 資料室 ☐ 倉庫など
特別教室		☐ 理科室 ☐ 家庭科室（被服室・調理室） ☐ 音楽室 ☐ 図画工作室・美術室 ☐ 技術室（木工室・金工室） ☐ 図書室
その他		☐ 多目的スペース ☐ 特別教室から転用した教室（メディアルームなど）
保有 普通 教室 (A)	必要教室 (B)	☐ 通常学級 ☐ 特別支援学級 ※今後5年以内に同用途として使用されると見込まれるものを含む
	余裕教室 (C)	(例) ☐ 更衣室（男子・女子） ☐ 校内教育支援センター ☐ 少人数指導教室 ☐ 日本語指導室 ☐ 多目的教室 ☐ 特別支援学級合同活動室 ☐ 通級指導教室 ☐ 児童会・生徒会室 ☐ PTA活動室など
	活用可能な余裕教室 (E)	

令和8年7月24日 総合調整会議 資料②				
(参考) 関連法令に関する確認事項について				
	関連法令	確認事項	調査結果	根拠法令・判例等
1	【地方自治法】 第238条の4第7項 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。	教育財産を目的外使用させる場合の「許可権者」は誰か？	教育委員会（ただし、地方公共団体の長の総括の下に）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第28条第1項
2	【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】 第28条第1項 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。	「地方公共団体の長の総括の下に」とはどういうことか？	「地方公共団体の長によって、横断的に調整、とりまとめの下に」の意 （「統轄」又は「統括」には、上下関係のニュアンスがあるが、「総括」は横断的に調整して締めくくりをつけ、取りまとめるという趣旨が強い。）	有斐閣 法律用語辞典 第4版
3	【社会教育法】 第44条第1項 学校(中略)の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。	「学校の管理機関」とは誰か？	市立学校の場合、市教育委員会	社会教育法 第44条第2項
		「学校教育上の支障」とは何か？	次のいずれかに該当する場合（現在だけでなく、将来において生ずるおそれが明白に認められる場合も含まれる。） ①物理的支障がある場合 ②教育的配慮の観点から (1)児童、生徒に対し精神的悪影響を与える場合 (2)学校の教育方針にもとることとなる場合	最高裁判所裁判例 事件番号： 平成15(受)2001 裁判年月日： 平成18年2月7日 呉市学校施設使用不許可事件
4	【学校教育法】 第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。	「学校施設の目的外使用を許可するか否か」の判断基準は？	原則として、管理者の裁量にゆだねられている。支障がないからといって当然に許可しなくてはならないものではなく、合理的な裁量判断により使用許可をしないこともできる。 管理者の裁量判断は、次の諸般の事情を総合考慮して行うもの ①許可申請に係る使用の日時、場所、目的及び態様 ②使用者の範囲 ③使用の必要性の程度 ④許可をするに当たっての支障又は許可をした場合の弊害若しくは影響の内容及び程度 ⑤代替施設確保の困難性など許可をしないことによる申請者側の不都合又は影響の内容及び程度 等	
5	【地方自治法】 第96条第1項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 （中略） 第11号 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。	余裕教室を学校以外の用途として利用することを認める場合、同法に基づき議決が必要ではないか？	不要 ∵「独占的な利用」に該当しないため （「独占的な利用」とは、①相手方に他の介入を排除するような利益を与えられると認められる場合や②公の施設としての目的を実質的に逸脱する使用の場合）	行政事例 （昭和32. 10. 4） 『逐条地方自治法・第2次改訂版』（学陽書房・324・931頁）